

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、翌日が休日となる場合)

鳥取県告示第四百六十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条规定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十八年五月二十四日

目 次

◇ 告 示

保険医療機関等の指定
保険医等の登録

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされる
ものの

土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)

土地改良事業の工事の完了

保安林の指定の解除予定(四件)

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一
部改正

正誤 昭和五十八年四月鳥取県告示第三百五十号中訂正

告 示

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
綾瀬婦人科医院	鳥取市弥生町一三一	昭和五十八年五月十二日
柴田皮膚科医院	鳥取市二階町一丁目一五	昭和五十八年五月八日
竹内内科小児科 医院	鳥取市本町五丁目二〇二	昭和五十八年五月一日
福田内科医院	鳥取市瓦町三〇四	昭和五十八年五月十五日
藤井外科医院	米子市奥谷一一五七	昭和五十八年五月八日
松田内科医院分 院	倉吉市伊木一八三	昭和五十八年五月一日
徳岡外科医院	倉吉市八屋一七七一三	昭和五十八年五月二日
足立内科医院	境港市相生町一一四	昭和五十八年五月一日
福庭医院	境港市幸神町二二〇	昭和五十八年五月八日

佐古診療所	西伯郡大山町末長二四三一八	昭和五十八年五月一日
佐々木歯科医院	鳥取市安長二九五	"
太田歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目八五二	"
吉井歯科医院	倉吉市東巣城町一〇一	昭和五十八年五月八日
浅井薬局	鳥取市寿町八二五	昭和五十八年五月十二日
鳥取中央薬局	鳥取市末広温泉町三六二	昭和五十八年五月二日
谷口薬局有限会社	倉吉市瀬崎町二七三八一一四	昭和五十八年五月十二日
上林薬局	東伯郡赤崎町大字西仲町一三 三七	"

鳥取県告示第四百六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十八年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百七十号	
国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、	療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。
昭和五十八年五月二十四日	
鳥取県知事 西 尾 邑 次	

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
門脇弘美	鳥薬第五二三号	昭和五十八年四月九日
宝田勝憲	鳥医第二、八七九号	"
竹中哲郎	鳥医第二、八八〇号	昭和五十八年四月十一日
田渕陽子	鳥薬第五一四号	昭和五十八年四月十四日
藤田正明	鳥医第二、八八一号	"
山本隆一	鳥薬第五一五号	"

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
門脇 弘美	鳥国薬第五一三号	昭和五十八年四月九日
宝田勝憲	鳥国医第二、八七九号	"
竹中哲郎	鳥国医第二、八八〇号	昭和五十八年四月十一日
田渕陽子	鳥国薬第五一四号	昭和五十八年四月十四日
藤田正明	鳥国医第二、八八一号	"
山樹隆一	鳥国薬第五一五号	"

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年五月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十一号

昭和五十八年三月二十三日付けで岸本町から申請のあつた岸本（半川）

地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法

（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法

第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とのとおり告示する。

昭和五十八年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年五月二十五日から二十日間

一 縦覧に供する書類

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第一項の規定により告示する。

昭和五十八年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
羽合浜地区農道整備事業	昭和五十八年一月二十一日	羽合土地改良区

昭和五十八年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字杣小屋ヨリ門口迄九三四の一四一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百七十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

一 解除予定に係る保安林の所在場所

昭和58年5月24日 火曜日

- 八頭郡河原町大字北村字袖小屋ヨリ門口迄九三四の一四一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
公共施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 鳥取県告示第四百七十六号**
- 次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
- 昭和五十八年五月二十四日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次

- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 鳥取県告示第四百七十七号**
- 次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
- 昭和五十八年五月二十四日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡閏金町大字山口字黒谷西平ラ三四九の一、三五〇の一、三五一の二、三五二の二、三五二の三
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
指定理由の消滅
- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡国府町大字荒舟字細ザコ五五四の一・五五四の二・五五九・五六〇（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由

鳥取県告示第四百七十八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取

県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について(一部を次のように改正する。)

昭和五十八年五月二十四日

管理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十八年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

第二号の表の鳥取県信用農業協同組合連合会の項中

「米子支所」

「米子市万能町」を「米子支所」に改め

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

「倉吉東支店」を「倉吉市下田中」

「養護老人ホーム 倉吉市巖城字三通田八二〇」を「鳥取県立中部特別養護老人ホーム 倉吉市巖城字三通田八二〇」に改める。

・ソラリオン 倉吉市山根五五の三

「倉吉市昭和町一丁目」に改める。

「倉吉東支店」を「米子支所」に改め

「倉吉市東昭和町」を「本店」に改め、同表の倉吉

「倉吉市昭和町一丁目」に改める。

正誤

昭和五十八年四月鳥取県告示第三百五十号(保安林の指定の解除予定について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤

正

一 下 三 二筆について、
一 下 十 二筆について、
二筆について、
二筆国有林。

鳥取県選挙管理委員会告示第七十三号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号(不在者投票

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む。)】